

| 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|---------------------------------|---|--|
| 募集要領2 「参加資格」について | 埼玉県外に本社・営業所を置く法人でも応募可能ですか。また、受託が決定した場合、埼玉県内に営業所等を設置する必要はありますか。 | 受託者の本社・営業所の所在地を埼玉県内に限定していません。 |
| 様式6 「見積書」について | 参加者から参加費（食費・宿泊費等）を徴収する場合の見積書への記載方法を教えてください。また、人件費の内訳（人数・単価・従事日数等）の記載は必要ですか。 | 様式6の下欄に記載がある※印のとおりで、別に記載方法は示していません。人件費の内訳の記載方法については特に指定はありません。 （以下、様式6注意事項を転記） ※参加費を求める場合は、積算根拠に費用及び参加費の金額を記載し差引額を見積額として記載する。 ※区分欄は、仕様書の5「委託業務の内容」に示す区分に分け、それぞれ人件費、企画運営費、広告費、講師等謝礼などに分けて記載すること。 |
| 仕様書5（1）オ | 講座の参加者は各回で別の参加者を想定しているのか？連続参加を希望される方がいれば、全回に参加いただくことは問題ないか？ | 講座の参加者について、各回で別の参加者とするを前提としているものではなく、連続参加を希望する方が全回に参加することも差し支えありません。 |
| 仕様書5（1）カ 「事業実施地域」について | 県として想定・推奨している市町村はありますか。また、農山村地域の範囲として、山間部以外の農業地帯も対象となりますか。 | 事業目的に合致する農山村地域を、受託者において選定・提案してください。農山村地域の範囲として、山間部に限定しているものではなく、農業や農ある暮らしを軸に据えて、都市住民等の移住や関係人口創出が期待できる地域を対象としています。 |
| 仕様書5（1）ク 「地域コミュニティのキーマン」について | <ul style="list-style-type: none"> ・県の農ある暮らしサイトに掲載されている農作業体験実施者等をご紹介いただくことを前提とした企画提案は可能ですか。 ・キーマンの選定・提案内容は、企画提案書の審査対象に含まれますか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の農ある暮らし関連サイトに掲載されている農作業体験実施者等を候補として活用することは差し支えありませんが、キーマンの選定、調整および事業への参画に係る調整・確保については、受託者の責任において行ってください。 ・キーマンの選定・提案内容については、実施講座の企画内容の一部として影響がある場合は審査対象になります。 |

| 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-------------|---|--|
| 仕様書 5 (2) イ | 交流大会について、開催の想定時期はあるか？ | 交流大会の開催時期については、事業内容や実施効果を踏まえ、適切な時期を検討してください。 |
| 仕様書 5 (2) イ | 交流大会の動画配信については、リアルタイムのライブ配信ではなく、撮影・編集を終えた後に事後配信をする形で問題ないか？ | 動画配信の場合は、仕様書に記載のとおり、適宜動画編集を行い効果的なPRを図ってください。 |
| 仕様書 5 (2) イ | 交流大会の様子を SNS 発信する場合、Instagram のストーリーズ等を活用し、動画を複数回に切り分けながら情報発信する形でも問題ないか？ また、アーカイブとして残すことが必須かどうかも聞きたい。合わせて、SNS については使用できるアカウントがあれば伺いたい。 | Instagram のストーリーズ等による発信のみでは視聴できない方もいることから、事後に視聴可能な方法をとってください。 また、SNS アカウントについては、原則、受託者において作成・運用してください。 内容によっては、県公式 SNS への動画掲載も検討します。 なお、情報発信に当たっては、事業効果が高まる方法を選択してください。 |
| 仕様書 5 (2) オ | 「50 名以上が参加できる規模」とあるが、本趣旨として「農ある暮らしに関心を持つ人及び県内の地域支援者を集めた交流大会を開催すること」とあるため、参加人数については「県内の地域支援者」も参加者の人数として含める形で問題ないか？ | 交流大会の「50 名以上が参加できる規模」については、農ある暮らしに関心を持つ方に加え、県内の地域支援者も含めた参加者数として差し支えありません。ただし、農山村地域に人の流れを呼び起こすという業務目的を踏まえ、農ある暮らしに関心を持つ人は 50 名程度参加できることが望ましい。 |